第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２１年（フ）第２４５号
愛媛県新居浜市久保田町３丁目４番40号
破産者　有限会社ハヤシ工芸社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４６０号
北九州市若松区大字安瀬62番地の３
破産者　東亜クリーン．センター株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７号
福岡県田川郡福智町金田275番地の88
破産者　有限会社毛利組
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３４号
福岡県田川郡福智町金田1093番地
破産者　吉田　健一
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第３８７５号
北海道恵庭市下島松805番地３
破産者　株式会社恵田フアニチャー
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６４号
北海道石狩市花川北２条６丁目54番地
破産者　有限会社ペイントナカシズ
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９４４号
岩手県八幡平市大更第25地割７番地３
破産者　藤進建設有限会社
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２３０号
茨城県古河市仁連2050番地５
破産者　株式会社エレノア
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９４４３号
東京都豊島区東池袋５―49―４―301
破産者　増田孝一郎
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６４号
東京都稲城市東長沼981番地の５ハイム双葉105
破産者　佐藤　隆志
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５９８号
東京都国立市谷保4999番地
破産者　有限会社大隆工業
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１０号
東京都八王子市東町１番10号
破産者　有限会社アールスリー
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６１１号
東京都西多摩郡日の出町大字大久野1097番地
破産者　木川　潤一
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６７５号
東京都町田市鶴川４丁目40番地21
破産者　信田百合子
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２７号
富山市鍋田14―28、商業登記簿上の本店所在地富山市上冨居２丁目48番３号
破産者　株式会社ＯＳ工業
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５号
富山市鍋田14番28号
破産者　株式会社ＯＳＫ
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８２号
福井市下江守町54字２番地45
破産者　株式会社壁下電機工業所
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
静岡県浜松市東区天王町359番地の２
破産者　有限会社ＮＮ工業
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
静岡県浜松市浜北区寺島751番地
破産者　有限会社ＯＢＡＴＥＣ
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
鳥取県米子市観音寺新町２丁目５番31号
破産者　株式会社ＳＴＣシステム・ジャパン
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５７号
大分県宇佐市大字法鏡寺211番地の１
破産者　株式会社Ａ＆Ｉ
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成１９年（フ）第１０４号
宮崎県日南市南郷町中村乙1906番地
破産者　有限会社ショッピングセンターわたなべ
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係